学友会公認サークル・ルールブック

公認サークル

東京女子大学学友会(以下、学友会という)は現代教養学部の全学生で構成されています。

学友会公認サークルとは、所定の手続きを経て学友会 が学友会公認サークルと認めた団体です。

学友会公認サークルになるための手続きについて

(1) 仮公認団体届及び部員名簿を学友会執行部に提出 し、仮公認サークルとして学友会に登録するために学 友会執行部と面接を行う。

仮公認サークルになるための条件

- ①本学学生が15名以上の部員で構成されていること。最低でも1・2年生が過半数を超えていることが望ましい。
- ②類似した活動を行っている他の団体がないこと。
- ③特定の思想・宗教・政治を支持・勧誘するものでないこと。
- (2) サークル協議委員会に必ず出席する。
- (3) 各学期1回サークル協議委員長を経て学友会執行部 に活動報告書を提出する。
- (4) 登録してから1年後に文化系・体育系合同サークル 協議委員会の過半数の承認を得た後、学友会執行部の 承認を得て公認サークルとなる。
- ※仮公認サークルが他大学と合同でサークル活動を行う場合は、次の条件を満たさなくてはならない。
 - ①本学学生が主体的に活動していること。
 - ②本学学生が全部員数の2/3以上であること。
 - ③本学学生が責任者または主要幹部にいること。 (役職名を団体届に明記すること。)
- ※上記項目の(2)(3)を守らなかった場合、仮公認取 消の措置をとる場合があります。

サークルの権利と義務について

(1) 学友会は公認サークル・仮公認サークルに以下の権利を与えます。

〈公認サークル〉

●部室の割り当ての要望、援助金の請求、新入生歓迎の デモンストレーションや説明会の実施。

〈仮公認サークル〉

- ●新入生歓迎のデモンストレーションや説明会の実施。
- (2) 公認サークルには以下の義務があります。
 - ①学友会執行部へ団体届、部員名簿、活動報告書、決

算報告書を提出すること。(活動報告書及び決算報告書は、年度に1回提出すること。)

②サークル協議委員会へ出席すること。

公認サークルの活動に必要な手続きについて

(1) 毎年度4月末日までに公認団体届、新入部員以外の 名簿(学年・氏名・学生番号を明記)及び活動報告書 を学友会執行部に提出して下さい。

公認団体届のサークル名は正式名称を用い(ここに記されたサークル名で登録します)、サークル責任者、サークル協議委員(兼任可)の氏名と連絡先を明記して下さい。

- (2) 新入部員(新1年次と新年度に入部した学生)名簿 は、5月末日までに提出して下さい。
- (3) 後期の部員数報告については、10 月末までに名簿を提出して下さい。
- (4) 名簿提出後も部員を募集することは差し支えありません。
- (5) 部員名簿に基づいて学生大会の出席人数を割り出します。名簿提出後に部員数に変更があった場合、学生大会の1週間前までに正確な部員数を学友会執行部に報告して下さい。

公認サークルの援助金について

- (1) 公認サークルには学友会から援助金が支給されます。
- (2) 援助金は各サークルの部員数に応じて決定されます。援助金分配基準は次の通りです。
 - ●1~5名 5,000円
 - ●6~10名 20,000円
 - ●11~20名 25,000円
 - ●21~30 名 35,000 円
 - ●31 名以上 45,000 円
- (3) 学生大会及びサークル協議委員会への出席、年度に 1回の名簿及び活動報告書の提出を怠ったサークルは 援助金削減の対象となります。
- ※援助金の分配は原則として基準によりますが、サークル個々の事情についてはサークル協議委員会において 考慮します。

サークル活動・部室使用について

(1) 練習、その他の活動は各サークルの責任において自 主的に決められます。但し、そのための大学の施設利 用や外来者の入構等に関しては学生生活課で所定の手 続きが必要です。

- (2) 合宿や催し物を企画した際は、必ず学生生活課に 届け出て下さい。合宿届が出されずに合宿で事故が発 生した場合は学生教育研究災害傷害保険の対象となら ないので特に注意して下さい。
- (3) サークル活動の際には火災予防、盗難防止に努めて下さい。部室のある校舎・教室内は全館禁煙です。また、盗難が頻発していますので、部費等を集金し高額になった場合は特に注意し、持ち歩くのが不安であれば学生生活課に相談して下さい。
- (4) 前・後期の休暇前には必ず部室の清掃を行うように して下さい。また、防災上、廊下に物を置くことは禁 止します。

学生大会について

- (1) 公認サークルと仮公認サークルは、学生大会において部員数に応じて割り出された最低人数以上の出席が必要です。出席最低人数は以下の方法で計算されます。
- ※公認サークル出席最低人数=部員数×1/2 ※仮公認サークル出席最低人数=部員数×1/3 部員の中に公認サークルの兼部者がいる場合は、あ らかじめどの団体の部員として参加するのか各自で決 めて下さい。
- (2) 学生大会当日の遅刻や早退は出席人数に数えません。
- (3) サークル自身が企画する公演やその他の練習などの 理由による欠席は認められません。
- (4) 出席最低人数に満たなかったサークルは、援助金削減の対象となります。
- (5) 出席最低人数について特に事情の厳しいサークルに は相談に応じます。学生大会の2週間前までに学友会 執行部に申し出て下さい。
- ※学生大会当日、病気等で思わぬ欠席がよくあるので、 各サークルは予め出席最低人数よりも多めに出席出来 るように心がけて下さい。(病気などによる欠席は考 慮しません。)

学生大会中のサークル活動について

- (1) 学生大会中のサークル活動は禁止です。個人的に活動していた人や部室にいた人もサークル活動をしていたものとみなします。
- (2) 大会中に活動していたサークルは公認を取り消されます。
- (3) サークルの企画を理由とした欠席は認められません

- が、公式の試合やコンクールが重なった場合は例外と して学友会執行部が欠席を許可することがありますの で、その場合は学生大会の2週間前までに学友会執行 部に申し出て下さい。
- ※学生大会の日時は年度末に公示される次年度の学年暦 で確認して下さい。
- ★学友会規約には「学生大会は、学友会の最高決議機関であって、全会員は、これに出席する権利と義務を有する。」と記されています。本来なら誰もが出席するべきものなので、必要最低限の出席者があるからといってその他の人が欠席してもよいということにはなりません。学生大会は学友会が大学に休講を要請して行う集会であり、他の目的にその時間を利用することはルール違反といえます。責任ある行動に努めて下さい。

会場・施設の利用について

- (1) 会場・施設の使用、定期使用を希望する際は、学生 生活課に所定の届け出を行うことが必要です。なお、 公認サークルは学生生活課が定める会場・施設の定期 使用ができます。仮公認サークルの会場・施設の定期 使用は、公認サークルの使用状況に空きがある場合に のみ認められます。
- (2) 日曜日の使用は午後からのみです。
- (3) 使用不可期間は次の通りです。
 - ●年末年始
 - ●大学行事に使用する期間(教室は試験期間と試験前 1週間を含む)

ポスター掲示について

- (1) ポスターの掲示場所は掲示板と決められています。 トイレ、教室、ドア、窓、ロッカー、壁に貼ることは 禁止します。(学生ホールを含む)
- (2) ポスターの掲示には画鋲を使用して下さい。セロハンテープやガムテープの使用は禁止します。
- (3) ポスターには、3ヶ月以内を目安として掲示期間を 明示し、学友会執行部から必ず承認印を受けて下さ い。
- (4) 掲示期間が過ぎたものは速やかに、サークルが責任 を持って剥がして下さい。
- (5) ポスターの大きさはB4判4枚を合わせた大きさを 最大とします。枚数は公認サークルが30枚まで、仮 公認サークルが20枚まで、未公認サークル、個人が 10枚までとします。掲示板に余裕のある場合は、学友

会執行部に申し出て追加することができます。

- (6) ポスターの裏表に代表者名、連絡先を必ず記入して下さい。
- (7) サークルの定期演奏会や講演会など所定の開催日を 告知する内容のポスターは開催日から3日以内を期限 とし、剥がして下さい。
- (8) 上記に反するポスターは学友会執行部が剥がします
- (9) 上記のことが守られていないサークルには、ペナル ティーとして新歓期や大学祭でのポスター掲示に際 し、違反ポスター1枚につき次回制限1枚とします。

ビラ・パンフレットの配布について

- (1) 大学構内で配るビラ・パンフレットは、サークル関係のものに限ります。
- (2) 原則として本学学生が配って下さい。
- (3) 新歓期などサークルの外来者が来る場合には、必ず 最低1人の本学学生を含んだグループを作って活動し て下さい。

立て看板について

- (1) 立て看板を使用する場合は事前に学友会執行部に申し出て下さい。
- (2) 立て看板には3ヶ月以内を目安とした掲示期間と掲 示責任者を明記して下さい。また、設置後は各団体が 責任を持って管理して下さい。
- (3) 立て看板の管理が十分にできていないと学友会執行 部が判断した場合、掲示期間を過ぎていなくても団体 の責任者への警告を行います。
- (4) 大学の美観を損ねない所に置いて下さい。
- (5) 掲示期間が過ぎたものは速やかに責任者が責任を持って片付けて下さい。守られていない団体に対しては、一定期間立て看板の使用を禁止します。

外来者について

- (1) 外来者は、大学構内では指定の名札をつけなくては なりません。
- (2) 実際に外来者があるときには、前もって学生生活課 に外来者届を出して下さい。
- (3) 外来者は来校の際、正面の門衛所で以下の手続きが必要です。
 - 1. 身分証明書を呈示する。
 - 2. 名札を受け取り、その場でつける。
 - 3. チェックリストにサークル名、大学名、学年、氏 名、名札番号、入構時刻を記入する。

- (4) 名札は大学構内で常時身に付け、帰るときに正門の 門衛所に返却して下さい。また、チェックリストに退 出時刻を記入して下さい。
- (5) 名札をきちんとつけていない外来者が目立つ場合 は、外来者の大学構内での活動禁止などの措置を取る 場合があります。
- (6) 寮敷地内への出入りは禁止です。外来者が不要に大 学構内の奥まで立ち入らないよう、各サークルは責任 を持って指導して下さい。

学内での取材について

- (1) 企業、マスコミ等から学内での取材・出演依頼があった場合は、必ず取材日の1週間前までに取材許可願を学生生活課に提出して下さい。
- (2) 取材時の外来者に関しては、取材許可願とは別に外来者届の提出が必要です。所定の様式で学生生活課に提出して下さい。
- (3) 大学行事の都合などによっては許可されない場合も あるので、トラブルを避けるため、企業、マスコミ等 への承諾は大学の許可を得た上で行って下さい。
- (4) 写真撮影があった場合は、その写真が興味本位に扱われないよう、また取材記事はゲラの段階で内容を確認させてもらうなどして注意して下さい。雑誌などの場合は、可能であればできあがったものを受け取るようにして下さい。

(万一、悪用された場合は当事者達が傷つくばかりでなく、他の学生、大学にも迷惑が及ぶことになります。)

〈広告掲載に関して〉

取材する立場として、トラブルがないよう次のことに 注意して下さい。

- ●広告主の意向を確かめる。
- ●文書による契約を交わす。
- ●ゲラを見せて修正を受け付ける。
- ●出来上がったものは必ず広告主に届ける。

休部・廃部・再公認について

〈休部·廃部〉

- (1) 部員数の減少などによって活動が困難になり休部を 希望する場合は、学友会執行部に休部届を提出して下 さい。(サークル名・代表者とその連絡先・休部理由 届)
- (2) 前期のサークル協議委員会への団体届提出の時点で 部員数が3名以下になった場合、次のようになりま

す。

- ■第1段階 本学学生の部員が3名以下になった場合、学友会執行部から休部警告が出される。
- ■第2段階 翌年の新歓期終了時、3名以下の場合、 再警告が出される。
- ■第3段階 3年目の新歓期終了時、3名以下の場合、休部となる。
- ■第4段階 4年目の新歓期終了時、3名以下の場合、部室の使用が禁止となる。
- ■第5段階 5年目の新歓期終了時、3名以下になった場合、廃部となり公認が取り消される。
- (3) 休部中に入部者があり、4名以上になった場合は、 次年度始めで休部を取り消します。
- (4) 各段階に達した時点で、サークル協議委員会において経過報告を行って下さい。ただし、休部・廃部の時点で協議委員会に活動継続許可の申請をすることができます。協議委員会の承認を経て、学友会執行部で検討します。

〈再公認〉

廃部その他の理由で公認を取り消され、再び公認を申請する場合は、公認サークルになるための手続きをもう 一度最初から行って下さい。

その他の注意

- ●各サークルとも幹部交代の際はこのルールブックも必ず 引き継いで下さい。
- ●このルールブックは、サークル協議委員会と学友会執行 部の承認のみで改めることができます。提案があれば、 サークル協議委員会または学友会執行部に申し出て下さい。
- ★学友会執行部の活動日時は7号館西側の学友会掲示板に 明示するものとします。

(2018年4月1日改正)